

社 会 福 祉 法 人 三 幸 福 社 会
指 定 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業
老 人 保 健 施 設 清 華 苑 養 力 セ ン タ ー
清 華 苑 の 訪 問 リ ハ ビ リ

運 営 規 程

	目 次	頁
第 1 条	事業の目的	1
第 2 条	運営の方針	1
第 3 条	事業所の名称等	1
第 4 条	職員の種類、員数、および職務内容	1
第 5 条	営業日および営業時間	2
第 6 条	指定訪問リハビリテーションの提供方法、 内容及び利用料その他の費用の額	2
第 7 条	緊急時等における対応方法	2
第 8 条	通常の事業の実施地域	2
第 9 条	虐待防止に関する事項	3
第 10 条	その他の運営に関する重要事項	3
附 則		3

社 会 福 祉 法 人 三 幸 福 社 会
指 定 (介 護 予 防) 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業
老 人 保 健 施 設 清 華 苑 養 力 セ ン タ ー
清 華 苑 の 訪 問 リ ハ ビ リ

運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 三幸福社会が設置運営する老人保健施設 清華苑養力センター（以下「当施設」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、「事業所」の理学療法士または作業療法士等（以下「訪問セラピスト」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の訪問セラピスト等は、利用者の心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行う。

- 2 事業の実施にあたっては、計画的な医学的管理を行っている医師の指示にもとづき、訪問リハビリテーションの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 老人保健施設 清華苑養力センター （清華苑の訪問リハビリ）
- (2) 所在地 明石市大久保町大窪 3 1 0 7 - 5

(職員の職種、員数、および職務内容)

第 4 条 第 3 条の事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 : 1 名 （常勤兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理および指定訪問リハビリテーション業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 理学療法士 : 指定基準で定められた人員以上

理学療法的な立場から訪問リハビリテーションの提供に当たる。

- (3) 作業療法士 : 指定基準で定められた人員以上

作業療法的な立場から訪問リハビリテーションの提供に当たる。

- (4) 言語聴覚士 : 指定基準で定められた人員以上
言語聴覚的な立場から訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 : 通常 月曜日から金曜日までとする。
但し 国民の休日および12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 : 10:00 から 17:00 までとする。
- (3) 電話等による連絡 : 電話連絡は時間帯において受け付けるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 訪問リハビリテーションは、訪問セラピストが通院の困難な利用者の自宅を訪問して、計画的な医学的管理を行っている医師の指示にもとづき、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行う。

2 利用料

訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険上で定められた額とする。

3 交通費

- (1) 交通費については、事業所の通常の実施地域外での訪問リハビリテーションを行った場合については、下記の交通費を受けとるものとする。

片道 5 km 未満	500 円	(実費の範囲内で)
片道 5 km～10 km 未満	1,000 円	(実費の範囲内で)
片道 10 km以上 5 km毎に	500 円	加算

- (2) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明して同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問セラピスト等は、訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、

- ① 明石市

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2** 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 指定訪問リハビリテーション事業の社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究研修の機会を設け、又は業務体制を整備する。

- 2** 本事業の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3** 本事業の従事者であった職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約に明記する。
- 4** この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 三幸福社会と理事長との協議に基づき定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成18年4月1日から第1条を変更して施行する。
3. この規程は、平成19年10月1日から第5条1項、2項、第8条を変更して施行する。
4. この規程は、令和2年2月1日から第1条、第6条を変更して施行する。
5. この規程は、令和5年1月1日から第4条を変更し、第9条を追加して施行する。